児童扶養手当削減に関する質問主意書

昭和五十九年四月二十八日右の質問主意書を提出する。

提出

衆

議

院

議

長

福

永

健

司

殿

辻

者

彦

\_\_\_\_

## 児 童 扶 養 手 当 削 減 12 関 す る 質 間 主 意 書

昭 和  $\equiv$ + 兀 年 玉 民 年 金 制 度 が 創 設 さ れ 父 親 と 0 死 別 母 子 世 帯 に 母 子 福 祉 年 金 が 支 /給さ れ るこ

と に な つた が 離 別 母 子 世 帯 は そ 0) 対 象とな 5 な か つ た。 従 つ て 死 別 と生 別 を 問 わ ず、 母 子 世 帯

 $\mathcal{O}$ 社 会 的 経 済 的 実 態 は 同 じ で あること カゝ 5 生 別 母 子 世 帯 に 0 1 て 保 障 措 置 を 講 ľ な 7 で お くこ

لح は 公平 に 失 す る とい うこと か 5 児 童 扶 養 手 当 制 度 が 創 設 さ れ た。 その 後、 所 得 制 限 金 額 7

づ

れ t 母 子 福 祉 年 金 に 準 U て 毎 年 改 善 が 义 5 れ て 、きた。

ま た 昭 和 五. + 六 年 兀 月 \_\_ H に は 参 議 院 予 算 委 員 会 12 お 1 て Ł 政 府 は、 未 婚  $\mathcal{O}$ 母、 父 親 が

蒸 発 L た 者 は 幅 広 < 対 象 と 7 基 本 的 な 法 律  $\mathcal{O}$ 目 標 に 従 <u>つ</u> 7 今 後 ŧ 支 給 に 当 た 0 7 は 運 用 を 拡 大

L 7 1 <  $\mathcal{O}$ が 当 然 で あ り  $\prod$ لح 表 明 L 7 1 る。 ک  $\mathcal{O}$ よう な 運 用 に ょ り 児 童 扶 養 手 当 法 は 仕 事 لح 育 児

 $\mathcal{O}$ 人二役を担 つて苦労し て ζ, る母 子 世 帯 0 生活を支え、 子 0 扶 養と高 校就学 に も大きな 役 割 を

果たしてきた。

近 年 離 婚  $\mathcal{O}$ 増 加 に ょ り、 生 別 母 子 世 帯 が そ  $\mathcal{O}$ 半 ば 以 上 を 占 め る に 至 0 た が、 そ  $\mathcal{O}$ 背 影 に は 現 代

社 会  $\mathcal{O}$ 構 造 的 変 化 方 的 に 忍 従 L な V 妻  $\mathcal{O}$ 自 <u>\f</u> を 目 指 す 生 き 方 が 反 映 L て **,** \ ることを 理 解 す ベ

き で あ る。 離 婚 に よる母 子世 帯 未 婚  $\mathcal{O}$ 母、 父 子 世帯  $\mathcal{O}$ 増 加 は 現 代 社 会 0 新た な福 祉  $\mathcal{O}$ 間 題 で あ

る。

部

12

は

批

判される点

ŧ

あ

るが、

そ

0)

多

<

は

社

· 会 的

な矛

盾

やそ

れぞ

れ

 $\mathcal{O}$ 

事

情

に

ょ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

り、 原 因 は と ŧ あ れ、 福 祉  $\mathcal{O}$ 対 象 نح な る 弱 者 で あ ることは 間 違 1 な \ \ \ \ 今や 福 祉 はこ  $\mathcal{O}$ ような社

会 構 造 変 化 12 対 応 すること が 必 要 な 時 で あ る。

か る に 今 口  $\mathcal{O}$ 政 府 改 正 案 は 財 政 難 を 理 由 に 弱 者 切 捨 7 に つ な が る ŧ 0) で あ ることは ま

に遺憾である。

以 上  $\mathcal{O}$ 理 由 に ょ り 政 府 に 対 し、 以 下 七 点 に 0 ١ ر て 質 問 する。

母 子 世 . 帯  $\mathcal{O}$ 所得が 年 百 万円か ら! 百 万円が 大部分を占める中で、 所得制限を二段階に分け年

収 が 百 五. + <del>\_\_</del> 万 円 以 上  $\mathcal{O}$ 場 合 は 万 円 0) 切 下 げ ك ل 7 7 ることは 母 子 家 庭 0) 実 態 12 則 L た Ł  $\mathcal{O}$ 

となつていない。改定すべきでないか。

手 当 額  $\mathcal{O}$ 引 上 げ は 従 来 母 子 福 祉 年 金 に 連 動 L て 改 正 が 行 わ れ てきたが 今 口  $\mathcal{O}$ 政 府 予 算

で

は

1

母 子 福 祉 年 金より三 百 円 安く格差が 付 け 5 れ 7 7 る。 今後手当 額 が、 据 え 置 か れ る 懸念 は な

か。

 $\equiv$ 手 当 0 支 給 期 間 は 改 Ē 案で は、 義 務 教 育 終 了 までと切 り下 げ 6 れ て 7 る。 高 校 進学 が 九 兀

三パ セ ン } とな ŋ 義 務 教 育 化 し 7 1 る 中 で、 こ の 切 下 げ は 高 校 就 学 を著 し < 木 難 に す ると

思うがどうか。

政 府 説 明 で は 児 童 扶 養 資 金 に 0 *\* \ て は 無利 子 で 貸 与 す るとい う が 担 保、 保 証 人 な で 無

条件で貸与できるのか。

兀 未 婚  $\mathcal{O}$ 母 に つ ١, て は、 扶養や保護を要する子 , の 福 社を重 視する立 場場 がら、 婚 姻 を L て ١ ر るか

否かを問わず、手当を支給すべきものと考えるがどうか

五. 改 正 案 で は 前 夫  $\mathcal{O}$ 所 得 が 政 令 で 定 め た 額 を 超 え た 場 合 は 支 給 L な 7 とし 7 7 る が 前 夫

が V か に 資 産 家 でも 母 子  $\mathcal{O}$ 面 倒 をみるとは限 5 な 社会保 . 障 制 度 審 議 会は 民 法 上  $\mathcal{O}$ 扶 養

義 務 が + 分 に履行 され る手だてな L には 児 童  $\mathcal{O}$ 福 祉 が 確 保 され、 ないことにもな ŋ か ね な 7  $\mathcal{O}$ 

\_  $\mathcal{O}$ 方 面 に 対 す る 検 討 を 別 に 行 わ れ た \ \ \_ \_ と答 申 して 7 るが どの ような保 障 措 置 が あ る

かを明らかにされたい。

六 費 用 負 担 に 0 1 7 は 地 方 自 治 体 に 負 担 を 求  $\emptyset$ る 臨 調 答 申 に 強 1 反 発 が あ る。 政 府 説 明 で

は

地 方 自 治 体  $\mathcal{O}$ 割 負 担 は、 地 方 交 付 税  $\mathcal{O}$ 中 で 財 政 措 置 を 講 ľ 7 1 る とい う が れ で は 玉  $\mathcal{O}$ 税

金 を 使 う 点 か 5 は 同 ľ ことで あ る。 地 方 自 治 体 ^  $\mathcal{O}$ L わ ょ せ で な *(* ) 0) な ら、 従 来ど お 'n 玉 費 全

額負担でいくべきでないかと考えるがどうか。

七 以上の観点から本改正案を撤回する意思はないか。